

【各種手続について】

Q 1 2 本人や任意後見人の本籍・住所・氏名が変わりました。何か手続が必要ですか。

以下のとおり、任意後見監督人及び東京法務局への届出（申請）が必要です。
任意後見監督人へ届け出る場合の届出書は（33頁，書式4）になります。
東京法務局への登記申請の書式は書式・資料編「登記申請書（変更の登記）」及び記載例をご覧ください。

- 1 本人や任意後見人の住所が変わり、住民票を異動した場合
 - (1) 任意後見監督人に対し、届出書及び異動後の住民票を提出
 - (2) 東京法務局に対し、住所の変更登記を申請

- 2 本人や任意後見人の住所（居所）が変わったが、住民票は異動していない場合
任意後見監督人に対し、届出書及び新住所（居所）がわかるもの（施設入所契約書など）を提出

- 3 本人や任意後見人の氏名が変わった場合
 - (1) 任意後見監督人に対し、届出書及び変更後の戸籍謄本等を提出
 - (2) 東京法務局に対し、氏名の変更登記を申請

- 4 本人の本籍が変わった場合
 - (1) 任意後見監督人に対し、届出書及び変更後の戸籍謄本等を提出
 - (2) 東京法務局に対し、本籍の変更登記を申請

任意後見人の本籍が変わったとき

任意後見人の本籍の変更は、任意後見監督人、東京法務局のどちらにも届け出る必要はありません。